

健康保険 被扶養者認定に必要な提出書類一覧

家族の状況			別居でも可				同居必須	備考
			配偶者	父母・祖父母	子・兄弟姉妹・孫		3親等内親族 その他	
		16歳以上			16歳未満			
組合専用用紙		・被扶養者(異動)届 ・扶養認定調書	○	○	○	○	○	扶養認定調書は、出生の子以外は提出
生計維持の 確認	なし 所得	学生	・学生証(写し)、または在学証明書	○	○	○	○	
		学生以外	・直近の課税証明書(原本)	○	○	○	○	
	あり 所得	就労中	・直近の給与明細3ヶ月分(写し)	○	○	○	○	自営業の場合は税務署の印のある確定申告書一式(写し)、念書
		年金受給中	・直近の年金振込通知書(写し)	○	○	○	○	受給している年金すべて(遺族年金含む)
		学生	・学生証(写し)、または在学証明書 ・給与明細3ヶ月分(写し)					
	就職していた	失業給付受給しない	・扶養理由書(健保用紙) ・離職票1, 2(原本)	○	○	○	○	
		失業給付手続き前	・扶養理由書(健保用紙) ・退職証明書(原本) ・離職票1, 2(写し)	○	○	○	○	退職証明書には、雇用保険加入の是非を記載 離職票の写しも提出。ない場合は後日提出 異動届に記載
		失業給付制限中	・扶養理由書(健保用紙) ・退職証明書(原本) ・受給資格者証(両面写し)	○	○	○	○	退職証明書には、雇用保険加入の是非を記載
		失業給付受給延長中	・扶養理由書(健保用紙) ・退職証明書(原本) ・受給延長通知書(原本)	○	○	○	○	通知書のみ後日も認める
		失業給付受給完了	・受給資格者証(両面写し)	○	○	○	○	受給途中で受給しなくなった場合、ハローワークにて受給終了と印字してもらう
	雇用保険未加入	・雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(原本)	○	○	○	○	公務員は辞令(写し)	
扶養義務の確認		・被扶養者の世帯全員分の住民票(原本)(注1)		○	△	△	○	△兄弟姉妹の場合提出(注3) △子の場合、配偶者がいないときは提出
夫婦共同扶養(共働きの場合)		・配偶者の所得証明書類			○	○		

○…必ず提出 △…該当すれば提出

<別居可の対象者が、別居している場合>

- ・別居の理由を異動届の備考に書いてください。
- ・被保険者の住民票(世帯全員・続柄記載あり)
- ・別居家族の住民票(世帯全員・続柄記載あり)
- ・被保険者と、別居家族の、血縁関係を証明できる書類(例:別居家族の戸籍謄本等 ※住民票には載りません)
- ・被保険者が、生計維持していることを証明する書類(例:振込記録のある送金を受ける側の通帳のコピー等3ヶ月分)

<注意>

- 注1:認定対象者が**父母の場合**、課税証明書を追加書類として添付して下さい。
- 注2:認定対象者が別居する父母で、被保険者以外の扶養義務者(兄弟姉妹)がいる場合は、兄弟姉妹の収入を証明する書類を追加書類として添付して下さい。
- 注3:世帯全員分の住民票に認定対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を追加書類として添付して下さい。
- 注4:認定対象者が同居する兄弟姉妹の場合、別居の父母がいる場合には、父母の収入を証明する書類を追加書類として添付して下さい。
- 注5:認定対象者が**外国人の場合**は、上記書類に加え、「在留カード」の写しを必ず添付して下さい。「特定活動」の場合さらに「指定書」の写しを添付
- 注6:認定対象者が被保険者と**名字が異なる場合**は、上記書類に加え、「住民票」など**続柄確認できる書類を必ず添付**して下さい。

認定対象者との関係または収入の状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。

保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる(健康保険法 第197条の2)。

また、申請のケースによっては細かく確認することもございます。あらかじめご了承ください。